

令和元年度  
(2019年度)

# 福祉部の運営方針

<部の構成>

福祉総務課、生活福祉室、障害福祉室、福祉指導監査課

<担当事務>

- (1)福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2)民生委員・児童委員及び保護司会に関すること。
- (3)生活保護に関すること。
- (4)生活困窮者の自立支援に関すること。
- (5)障害福祉に関すること。
- (6)福祉関連法人の指導監督等に関すること。

<部の職員数>H31年4月1日現在

正職員	121名
再任用職員	9名
任期付職員	12名
非常勤職員	31名
合計	173名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

## 1. 基本方針

本市の健康・福祉推進都市宣言（平成6年）にあるように「老いも若きも障害のある人もない人も、すべての市民が人として尊ばれ、住みなれたまちで安心して健やかに暮らす」ためには、住民と事業者、行政が相互に協力し、地域課題の対応にも連携を図りながらそれぞれの役割を積極的に果たすといった、地域福祉の推進を図ることが極めて重要です。

今年度に策定予定の「枚方市地域福祉計画（第4期）」をはじめとする、現行の福祉関連計画に位置付けられる様々な福祉施策を着実に実施しながら、時勢に即した新たな取り組みを推進していきます。

また、だれもがより安心してサービスを利用できるよう、福祉関連法人への指導監督業務を通じ、福祉施設等の適正管理と安定的な運営体制を確保することで、福祉サービスの質の向上を図ります。

## 2. 重点施策・事業

### (1) 地域福祉のさらなる推進

方向性	あらゆる世代の人が健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、民生委員・児童委員や社会福祉協議会といった関係機関等とも連携しながら、多様化・複雑化する生活課題を抱える人への支援体制の充実や環境整備など、地域福祉のさらなる推進に取り組みます。
取り組み	社会福祉法に基づき策定している「枚方市地域福祉計画（第3期）」は今年度が計画期間の最終年度のため、次年度から5年間を計画期間とする第4期計画を、意識調査の結果なども踏まえながら策定します。 また、現民生委員・児童委員が本年11月30日で任期満了（任期3年）を迎えるため、一斉改選を円滑に行います。 《目標値》 民生委員・児童委員の一斉改選時における充足率：100%

## (2) 改正生活保護法等への的確な対応

方向性	昨年6月に社会福祉法及び生活保護法が改正され、無料低額宿泊所等の事前届出制の導入など、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託する仕組みについて、来年度からの施行が予定されています。法改正の内容についての的確に対応し、施行時に適切に支援が行えるよう努めます。
取り組み	今年度内に、無料低額宿泊所等（社会福祉住居施設）の人員・設備・運営に関する最低基準等を条例で定める必要があり、また、来年度以降には日常生活上の支援に係る費用が必要となる場合も想定されることから、情報収集と準備等に努めます。

## (3) 枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）に基づく障害者施策の推進

方向性	平成30年3月に策定した枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）に基づき、障害者の自立支援や社会参加に係る取り組み及び、障害児へのサービス提供体制の整備など、障害者施策の推進に努めます。
取り組み	計画に定めた障害福祉サービスの見込み量や整備の方向について、進捗管理や状況把握に努めるとともに、成果目標として設定している「地域生活支援拠点の整備」や「障害者の就労支援策」などについて、検討していきます。また、障害児福祉計画（第1期）に基づく、医療的ケア児等の支援のための関係機関による協議の場の設置や、支援の調整を行うコーディネーターの配置を行います。 《目標値》 福祉施設から一般就労への移行者数66名（令和2年度（2020年度））

## (4) 指導監督業務に係る法令等の改正への適正な対応

方向性	児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の改正等に伴い、本年4月から新たに移譲された障害児通所支援事業者の指定等の事務に対して適正に対応するとともに、サービス毎の集団指導等の実施により、福祉関連法人への情報発信に取り組みます。また、新たな制度内容を指導監督業務に反映させ、福祉施設等の適正な管理と安定的な運営体制の確保につなげることで、福祉サービスの質の向上を図ります。
取り組み	新たに中核市の事務として位置づけられた、障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援等）の指定及び業務管理の事務について、基準を定めた条例を制定し、適切な指定・指導を行います。 介護保険サービス及び障害福祉サービスにおける新たな基準については、指導監督業務等に反映し、事業者の適切なサービス提供につなげます。 介護保険・障害福祉サービス事業の報酬改定等に的確に対応するため、国等への情報収集力を高めます。 社会福祉法人等の監理業務においては、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の確保を図ることを目的とし、指導監督を行います。

### 3. 行政改革・業務改善

#### ◆新行政改革実施プランの改革課題

改革課題	取り組み内容・目標
14. 外郭団体等の経営健全化の促進	枚方市社会福祉協議会が策定した経営戦略プログラムの進捗管理等により、経営健全化の促進に向けた連携・協力に取り組みます。
23. くすの木園のあり方の検討	令和2年（2020年）4月の民営化に向けて運営法人を選定、現行指定管理者と新法人の間で運営についての円滑な引継ぎを実施します。

#### ◆業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口対応	窓口アンケートの実施や窓口マニュアルを活用し、市民満足度の向上に努めます。また、障害福祉室で作成した「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」を活用し、障害者に対する適切な対応に努めます。
ペーパーレス化の徹底	市民からの各種相談対応からサービスの提供まで、福祉制度に関する広範囲な業務を実施しており、各業務に係る印刷物も膨大となりがちであることから、両面・冊子印刷やメール機能、紙の電子化等の活用により、部内全体でのペーパーレス化を徹底します。
業務の標準化	福祉制度に関する情報収集に取り組みながら、業務マニュアルの見直しや職員間での情報の共有化などを定期的に行います。

### 4. 予算編成・執行

- ◆生活保護費や障害福祉サービスなど社会保障関連経費の増加が予想される中、事業内容の精査を行い、必要な財源の確保に努めながら予算編成を行いました。
- ◆引き続き、生活保護の実施体制等の強化を図るための「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」等の国庫補助金を活用するなど、必要な財源確保に努めます。
- ◆介護保険事業者の指定等に係る手数料を徴収することで、適切な財源確保に努めます。

### 5. 組織運営・人材育成

- ◆職場の課題や懸案事項等については、グループ単位や担当間の会議、職場での朝礼等を通じて職員間での情報共有を図り、その解決等に向けて組織的に取り組みます。
- ◆人材育成として、専門性の高い知識や経験が求められる業務を中心に職場内研修に取り組むほか、職場外の専門研修へ職員を派遣するなど、知識の習得や技術の向上を図ります。

- ◆平成 29 年度から実施している「福祉事務所研修」等を活用しながら、専門知識の習得や資質の向上だけでなく、福祉業務に関わる部内・部外の職員とも連携して業務が円滑に遂行できるよう取り組みます。

## 6. 広報・情報発信

- ◆広報ひらかた、市のホームページやSNS、エフエムひらかた、リーフレットなど様々な媒体を活用しながら情報を発信します。
- ◆即時性が求められる緊急情報や制度改正などについては、ホームページの特性を生かし、タイムリーで分かりやすい情報発信に努めます。
- ◆スマートフォンやタブレットの普及に鑑み、市からの案内文書やパンフレットにQRコードを掲載するなど、福祉に関する情報を身近に接することのできる環境の整備に努めます。
- ◆障害者差別解消のためのイベントの開催のほか、出前講座を活用した地域への周知活動を行うなど、市民意識の啓発・向上に努めます。